

# 会 員 規 則

## 1. 総則

(目的)

1. この規則は、一般社団法人大阪植物検疫協会定款（以下「定款」という。）第3章の規程に基づき、この法人の会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会員

(正会員)

2. この法人の正会員は、次の各号のすべてに該当する者とする。
  - (1) 植物検疫に関わる事業を行う者であること（法人、個人、任意団体を問わない）
  - (2) この法人の目的に賛同して入会する意思があること
  - (3) 第6条に規定する入会の基準を満たして、理事会の承認を受けていること

(特別会員)

3. この法人の特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 植物検疫に関する学問又は実務に精通した学識経験者で、理事会の承認を受けた者であること
  - (2) この法人に対して特に功労があった者として、理事会の承認を受けた者であること（法人、個人、任意団体を問わない）

(賛助会員)

4. この法人の賛助会員は、次の各号のすべてに該当する者とする。
  - (1) この法人が行う事業について賛助する意思があること
  - (2) 会費を納入すること

## 第3章 会費及び入退会

(会費)

5. 会費の種類、金額及び納付方法については、別に定める会費徴収規則による。

(入会の基準)

- 第6条 定款第9条の入会基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 所定の入会申込書に必要事項を記入したうえで、事務局に提出すること
  - (2) 会費を支払う意思があること
  - (3) 総会に出席し（代理人による出席を含む）、法人の意思決定に参画する意思があること
  - (4) 定款第12条の除名処分を受けて2年を経過しない者でないこと

- (5) 定款第13条の資格の喪失要件に該当する者でないこと
- (6) 暴力団、暴力関係企業、総会屋等、反社会的勢力と一切の関係をもっていないこと
- (7) 入会后、暴力団、暴力関係企業、総会屋等、反社会的勢力と関わりがあることが判明したときは、直ちに入会を取り消す

(変更の届出)

第7条 正会員等は、前条第1号の内容に変更が生じたときは、すみやかにその旨を事務局に届出なければならない。

(退会の方法)

第8条 正会員等は、所定の退会届に必要な事項を記入し、事務局に提出することにより退会することができる。

- 2 賛助会員は、賛助の意思を表明した業務の完了と同時に退会したものとみなし、退会届の提出を要しない。

(会員除名の手続)

第9条 事務局は、定款第12条に該当した正会員等に対して、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 2 事務局は、除名された正会員等に対して、総会の特別決議により除名された旨を通知しなければならない。

(会員資格喪失の手続)

第10条 事務局は、定款第13条に該当した者に対して、次の各号に掲げる内容を記載した通知書を発送する。

- (1) 会員資格を喪失させる旨
  - (2) 理由
  - (3) 会員資格喪失の予定日
  - (4) 会員資格喪失を回避するための手段
- 2 前項の通知に対して、会員資格喪失の予定日の前日までに、次の各号に掲げる意思表示を行った者は、会員資格の喪失を免れる。ただし、定款第13条第2号の総正会員等の同意を受けた者は、会員資格の喪失を免れることはできない。
    - (1) 未納となっていた会費の納入
    - (2) 死亡又は解散していない事実が分かる書類の提出
  - 3 第1項の通知に対して、会員資格喪失予定日の直前の業務日の業務終了時間までに前項各号の意思表示を行わなかった者は、会員資格喪失の予定日に会員資格を喪失する。

## 第4章 役員報酬

(役員報酬の基準)

第11条 定款第31条但し書きに規定する、常勤の役員に対する報酬等の支給の基準

は、

民間事業者の役員報酬及びこの法人の職員に対する給与並びにこの法人の経理の状況等を総合的に判断して、不当に高額なものとならないように定めなければならない。

- 2 常勤の役員に対する報酬の総額は、定時総会において承認を受けなければならない。

(常勤役員に対する退職慰労金の支給)

第12条 常勤役員に対しては、退職慰労金を支払うことができる。

- 2 退職慰労金の算定方法については、別に定める退職金規定による。

## 附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項においてと読み替えて準用する整備法第106号第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則を改正するには、定款第20条第1項の総会における決議を必要とする。